

掲載官報】

平成 22 年 10 月 27 日 号外第 225 号

【法令名】

○平成二十二年九月四日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

【法令番号】

平成 22 年 10 月 27 日 政令第 220 号

【管轄省庁】

内閣府

【施行期日】

平成 22 年 10 月 27 日

【制定の根拠規定】

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項及び第2項

【法令のあらし】

平成22年9月4日から9日までの間の暴風雨及び豪雨により発生した神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害を激甚災害に指定し、次に掲げる措置を適用する。

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(本則関係)

.....